

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票などを通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時・・・1点

再診時・・・1点（3ヶ月に1回）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご理解とご協力をお願いします。

加瀬病院

院長 加瀬 芳夫